ロ　法第三十八条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者　当該認定贈与承継会社の平成二十三年三月十日における常時使用従業員の総数、当該認定贈与承継会社の令第二十九条の三第二項第一号及び第二号に掲げる常時使用従業員の数の合計数並びに当該総数に対する当該合計数の割合

ハ　法第三十八条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者　当該認定贈与承継会社の令第二十九条の三第四項第一号及び第二号に掲げる金額並びに同項第一号に掲げる金額に対する同項第二号に掲げる金額の割合

二　次に掲げる経営承継受贈者の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　前号イに掲げる経営承継受贈者　次に掲げる書類

(1)　東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十三年経済産業省令第六十七号。以下この条及び次条において「特例円滑化省令」という。）第二条第二項の確認書（同条第一項第一号に係るものに限る。）の写し及び同条第二項の申請書（同号に係るものに限る。）の写し（同項の規定に基づき経済産業大臣に提出されたものに限る。）

(2)　前号イの認定贈与承継会社の貸借対照表その他の書類で平成二十三年三月十日における当該認定贈与承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額並びに当該認定贈与承継会社の令第二十九条の三第一項第一号及び第二号に掲げる資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額を明らかにするもの

(3)　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で前号イの認定贈与承継会社の令第二十九条の三第一項第一号に掲げる資産（特定資産を除く。）が東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。以下この条において同じ。）をしたことを明らかにするもの

(4)　前号イの認定贈与承継会社の令第二十九条の三第一項第二号に掲げる資産（特定資産を除く。）が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類

(5)　その他参考となるべき書類

ロ　前号ロに掲げる経営承継受贈者　次に掲げる書類

(1)　特例円滑化省令第二条第三項の確認書（同条第一項第二号に係るものに限る。）の写し及び同条第二項の申請書（同号に係るものに限る。）の写し（同項の規定に基づき経済産業大臣に提出されたものに限る。）

(2)　前号ロの認定贈与承継会社の従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）第一条第六項に規定する従業員数証明書をいう。以下この条において同じ。）その他の書類で当該認定贈与承継会社の平成二十三年三月十日又は警戒区域設定指示等が行われた日の前日における常時使用従業員の総数並びに当該認定贈与承継会社の令第二十九条の三第二項第一号及び第二号に掲げる常時使用従業員の数の合計数を明らかにするもの

(3)　前号ロの認定贈与承継会社の令第二十九条の三第二項第一号の事業所の常時使用従業員が平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間継続して当該認定贈与承継会社の本来の業務に従事することができなかったことを明らかにする書類

(4)　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で前号ロの認定贈与承継会社の令第二十九条の三第二項第一号の事業所が東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したことを明らかにするもの

(5)　前号ロの認定贈与承継会社の令第二十九条の三第二項第二号の事業所が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類

(6)　その他参考となるべき書類

ハ　前号ハに掲げる経営承継受贈者　次に掲げる書類

(1)　特例円滑化省令第二条第三項の確認書（同条第一項第三号に係るものに限る。）の写し及び同条第二項の申請書（同号に係るものに限る。）の写し（同項の規定に基づき経済産業大臣に提出されたものに限る。）

(2)　前号ハの認定贈与承継会社の損益計算書その他の書類で令第二十九条の三第四項第一号及び第二号に掲げる金額を明らかにするもの

(3)　前号ハの認定贈与承継会社の登記事項証明書（東日本大震災の発生直前における本店所在地が記載されているものに限る。）

(4)　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で前号ハの認定贈与承継会社が東日本大震災の発生直前において現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失し、又は損壊したことを明らかにするもの

(5)　その他参考となるべき書類

4　令第二十九条の三第七項に規定する財務省令で定める事項は、同項の経営承継受贈者に係る認定贈与承継会社の次に掲げる事項とする。

一　令第二十九条の三第七項の基準日（法第三十八条の三第一項第三号に規定する基準日をいう。次項において同じ。）の直前の経営贈与報告基準日（租税特別措置法第七十条の七第二項第七号に規定する経営贈与報告基準日をいう。次項において同じ。）の翌日から当該基準日までの間に終了する各事業年度の売上金額

二　贈与特定事業年度における売上金額

三　第一号の期間内に同号の売上金額が前号の売上金額以上となった場合には、その旨

四　令第二十九条の三第七項の基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する同条第五項に規定する雇用判定基準日における常時使用従業員の数

五　その他参考となるべき事項

5　法第三十八条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける経営承継受贈者が令第二十九条の三第七項の規定により納税地の所轄税務署長に提出する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該経営承継受贈者に係る認定贈与承継会社の基準日の直前の経営贈与報告基準日から当該基準日までの間に終了する各事業年度の損益計算書その他の書類で当該認定贈与承継会社の当該各事業年度の売上金額を明らかにするもの

二　経営承継受贈者に係る認定贈与承継会社の従業員数証明書その他の書類で令第二十九条の三第七項の基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する同条第五項に規定する雇用判定基準日における当該認定贈与承継会社の常時使用従業員の数を明らかにするもの

三　基準日が経営贈与承継期間の末日の翌日から一年を経過する日までに存する場合にあっては、特例円滑化省令第三条第二項の報告書の写し（同項の規定に基づき経済産業大臣に提出されたものに限る。）

6　令第二十九条の三第十項に規定する財務省令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項に規定する財務省令で定める数は当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める数に租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続の開始の時における同条第二項第一号に規定する認定承継会社（以下この条及び次条において「認定承継会社」という。）の常時使用従業員の数を加算した数とする。

一　吸収合併（認定承継会社が消滅する場合に限る。）　当該吸収合併がその効力を生ずる直前における当該吸収合併により存続する会社及び当該吸収合併により消滅する会社（当該認定承継会社を除く。）の常時使用従業員の数

二　新設合併　当該新設合併がその効力を生ずる直前における当該新設合併により消滅する会社（当該認定承継会社を除く。）の常時使用従業員の数

三　株式交換等（認定承継会社が株式交換完全子会社等となる場合に限る。）　当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該株式交換等に係る交換等承継会社（当該認定承継会社が当該株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となる場合における当該他の会社をいう。次項第三号において同じ。）の常時使用従業員の数